

平成 25 年 3 月

事務所移転に伴う健康保険被保険者証等の取り扱いについて

平成 25 年 3 月 25 日（月）から新事務所で業務を行うこととなりました。
事務所移転に伴う健康保険被保険者証、郵便物などの取り扱いについては下記のとおりですのでよろしくお願いいたします。

● 健康保険被保険者証

すでに発行の健康保険被保険者証につきましてはそのまま使用できます。

平成 25 年 3 月 25 日（月）以降に発行する健康保険被保険者証（限度額認定証等）は新しい所在地、電話番号が表記されたものになります。

● 郵便物の転送等

- (1) 郵便物：旧所在地に郵送されてもしばらくの間は、新所在地に転送されます。
- (2) 電 話：3 カ月間、音声案内により新しい番号をお知らせしますが転送はされません。
- (3) F A X：3 月 22 日（金）17:20 分以降、受信できませんので、3 月 25 日（月）以降に送信してください。



■ 移転先

〒542-0081

大阪市中央区南船場1丁目16番13号
堺筋ベストビル11階

■ 業務開始日

平成 25 年 3 月 25 日（月）

■ 電話・FAX

電話：06-4708-7451（代）・FAX：06-6268-3511

（交通：大阪市営地下鉄 堺筋線・鶴見緑地線の「長堀橋」駅①番出口から北へ徒歩2分）